

内閣参質一〇七第二号

昭和六十一年十月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田正明殿

参議院議員田代富士男君提出関西国際空港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田代富士男君提出関西国際空港に関する質問に対する答弁書

一について

関西国際空港に係る公有水面埋立免許について、関西国際空港株式会社は、昭和六十一年七月、大阪府知事に対して願書を提出したところであり、今後の手続としては、大阪府知事が、地元市町の長の意見を徴した後、建設大臣に対して認可の申請を行い、同大臣の認可を受けて埋立免許を行うこととなる。

関西国際空港株式会社は、埋立免許等を受けた上、できるだけ早期に着工し、昭和六十七年度末の開港を目途に工事を実施することとしている。

二について

阪神高速道路湾岸線は、関西国際空港開港時を目途に、泉大津市臨海町から貝塚市脇浜に至

る区間を除き、供用が開始される予定であり、同区間については、大阪府道大阪臨海線を整備し、阪神高速道路湾岸線の供用が開始される区間と併せて空港までのアクセスを確保してまいりたい。

三について

第二阪和国道の延伸については、現在、建設省において、関西国際空港に関連する交通需要の見通し等を勘案しつつ、路線計画策定のための調査を進めているところであり、今後は、できるだけ早い時期に都市計画が決定されるよう関係地方公共団体と十分調整を図つてまいりたい。

四について

空港連絡鉄道の事業主体については、関係者間において鋭意調整中であり、今後、諸般の調整及び手続が完了し次第、事業が着手されることとなる。